

委員会中間報告へのパブリックコメント(一般)主な意見

※パブリックコメント(一般)の主な意見を掲載しています。中間報告に対する意見のため、意見本文に出てくる章立てや引用部分の表現は、最終報告書のものとは異なっていることがあります。

1 全般的なことに関する意見

- ・ 学齢期の子どもたちに焦点を当てた内容になっている印象を受けてしまうため、そのような誤解を招かないような記述や内容の変更が必要なのではないかと感じます。
- ・ この条例は他の条例とは異なる性格のものであるため、制定後も実践をふまえながら更新されていくような、改正の柔軟性、運用の柔軟性をもつような仕組みにできるよう工夫してほしい。
- ・ 次回素案の際には武蔵野市でしている具体例を記述して欲しい。
- ・ 「子どもプラン」は時限的ですが、条例で具体的な制度を記載することは、現市長の思想に基づいて数十年先を縛ることになり、政策決定のフレキシビリティを損なう可能性があります。
- ・ この条例制定の位置づけと経緯をもう少し書かれた方が、この条例の市民への理解と浸透に効力を持つのではないのでしょうか。
- ・ 条例が制定されたのち、具体的施策は「子どもプラン」等に反映されていくと思いますが、このつなぎ目がとても重要です。大きなキーワードとして「つなぎ目」を意識してほしいと思います。
- ・ 「権利を付与する」という言い方がいますが、ほとんどすべての場合はおよそ権利たるものは自然的に誰でも有しているものであり、言い方としては「保障する」という表現が正しいと思います。
- ・ 重要な条例を作るのに、その期間があまりにも短くないか。住民参加を言っているのだから、もっと住民の意見を聞くための機会を増やす必要ではないか。もっと先に市が子供のために考えた行政を行ってからの制定をするべきではないか。
- ・ 細かくがちがちに定めて全てが連携して一体化して取り組む形を目指すのではなく、心や体のゆらぎも加味した柔軟なものであることが必要だと思います。具体的には、「参加する権利」と同時に「参加しない権利」も保障されると良いと思いますし、連携についても「それぞれのベストな距離感で」連携できる環境であることが良いと思います。
- ・ 条例は子どもの言葉を聞き、子どもを第一に考え、声をあげられない子どもを守る様な条例にして下さい。
- ・ 国の制度化を待たず、条例制定を急ぐ理由を明確にお示しいただきたい。拙速感が否めず、市民周知も不十分である。十分な市民討議の場を求める。
- ・ 国の法整備、東京都子ども基本条例では補えない武蔵野市固有の課題があるのでしょうか。
- ・ 「子どもはひとりでは生きていけない。」という最も社会的弱者である。の視点が本条例検討の理念にあるだろうか？→この現代社会の課題をベースに議論を深めてほしい。→子どもの問題は大人への課題である。
- ・ 「インクルーシブ教育システム」や「地域の子ども支援システム」が広がると選択肢は増えるが、その分排除にもつながることを再考してほしい。「～システム」の構築は、本質の解決にはなっていない。
- ・ 「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことかを条例の中でもう少し具体的に明らかにし、位置づけておくことがどうしても必要だと考えます。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加の状況」が見え

なくなってしまう、「子ども計画」のなかで検証もされなくなってしまうからです。

- ・大人の立ち位置を見直してほしい。大人は、子どもの成長プロセス重視の伴走型サポーターであり、子どもの課題は発見型相談が基本である。
- ・子どもの課題に対する当事者(子どもの貧困、虐待、不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQ など)の声を「子ども会議」や「子ども計画」に反映させていく、当事者の参画を加えていくことを条例として、保障してほしい。遠慮なくもう一步踏み込んで、上記内容を加えていくことが、本来の生きる条例になると考える。これが誰も取りこぼされない、「網の目が細かい理念づくり」になるのではないか？
- ・前文あるいはあとがき？に、「権利を保障するからにはこういうおとなに育ってほしい」というおとなからのメッセージが入るとよい。(おとなの姿勢が問われます。コロナ給付金サギのように、若いおとなが犯罪をおかしています。教育にも責任があります。)
- ・「権利は責任を伴う」が大原則です。本校の生徒スローガンも「責任ある自由」です。本校生徒もスローガンをもとに「自主・自律」を体現し、行動しています。条例として定めるのであれば、子どもたちのスローガン、行動規範となるようにしていただければと思います。
- ・学校の疲弊状況をふまえて・・・とありますが、このことばは使ってほしくないです。困難な中で努力し毎日子どもと向き合っている先生方に失礼です。
- ・パブコメ期間中複数の子どものから、オンブズ制度や休暇制度を作るのではなく、そうならない環境を作るべきという意見を聞いた。それでもすべての子どもを救えないからオンブズ制度や休暇制度を考えているのだと思うが、環境づくりのちから配分が少なすぎる。

2 個別の項目に関する意見

A 前文

A-1 多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利

- ・「多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利」のタイトルに違和感がある。条例としての子どもの普遍的権利を掲げるタイトルとしてはもっとシンプルでよい。
- ・多様性の時代というのが曖昧。抜くことを提案。
- ・「子どもが権利の主体」ということがみんなにはっきりわかるよう表現してほしい。
- ・「戦争に巻き込まれず、平和に」「安心して生きる権利」は同じではないか。「子どもには安全に安心して生きる権利があること」で十分伝わる。
- ・子どもの権利条約にあわせ「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」とすべきである。「戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利」は子どもだけでなく、全ての国民にあてはまるものであり、子ども特有の権利ではない。
- ・戦争や平和についてあえて書くことに意味がある。
- ・「子どもには、戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利があること。」とあります。その通りと思いますが、戦争が起きれば子どもだけが巻き込まれないで済むと言うことはあり得ないでしょう。戦争を起こさないことが重要ですので、ここは「戦争のない平和な社会で生活する権利」とすべきだと思います。
- ・「子どもには、愛し、愛される権利があること」
- ・子どもが1番望んでいた「差別されない権利」を記載することは可能でしょうか。

- ・表現の自由という大切な普遍的権利を入れて欲しい。
- ・前文にも「子どもは、子どもの権利について知る権利があること」を記載したほうがいい。
- ・「子どもの権利に対し義務はセットではない」ことを前文にも入れることはできないか。
- ・【補足意見】に国内(地域)の子どもの課題を一行でも加えてほしい(例:不登校、子どもの貧困、いじめ、すべての子どもの学習権保障、LGBTQ+、子どもの虐待など)
- ・条例の骨子6項目の中に、「子どもには守られる権利があること」を入れてほしいと思います。
- ・基となる考え方に
 - i 「家族の在り方についても多様になっています」という表記は、価値観の多様性にも読めるので、「保護者の経済的、精神的疲弊」とはっきり書いてはどうでしょうか。
 - ii 「子どもらしい生活」は精神面と物理面があり、衣食住(適当な栄養と住居と被服と医療)が困難になっている子どももいるでしょうから、はっきり書いた方がいいのではないのでしょうか。
- ・また、それらの権利が大人などによって無視されることのないこと。
- ・前文への家庭、親の子どもへの責務など義務的な表現は、過度なしつけと称した虐待や体罰に繋がりがかねないため、避けた方がいいと感じます。

A-2 権利の保障方法

- ・A-2 一つ目は「守られなくてはならない。」
- ・家庭と学校が並列なことに違和感がある。家庭があつて、学校や地域がある。
- ・全家庭が疲弊していると決めつけることに違和感がある。
- ・憲法26条「すべての子どもの学習権を保障する。」を柱に加えてほしい。
- ・「…身近な人間関係の中で保障されることが望ましい」を強くして「…身近な人間関係の中で実現されることが必要」ではどうでしょうか。
- ・「日本国憲法をはじめとした」日本国憲法は最高法規なので「日本国憲法を基礎とした、あるいは基本とした」ではないでしょうか。
- ・「子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。」とありますが、これは、「子どもの権利は、---身近な人間関係の中でこそ補償されるべきであること。」とした方が市民生活の中で生きていくための権利というニュアンスが強化されると思います。
- ・未就学期の視点が弱い。権利の保障方法「家庭、学校の疲弊と限界を自覚しつつ」学齢期(学校)だけがピックアップされている。

A-3 Child Friendly Cityの実現

- ・Child Friendly Cityではなく日本語で「子どもにやさしいまち」の方が誰にでも分かる。
- ・在住権のある外国人児童生徒も地域社会の一員であることも【補足意見】に加えてほしい。

A-4 条例制定のプロセス

- ・残念ながら「A 前文」では「A-4 条例制定のプロセス」においても、「A-5 前文への子どもの声・言葉の反映」においても、「子ども参加・市民参加」といいながらも乳幼児の声を聴く体制が感じられず、

実際は限定参加になっていると言わざるをえません。

- ・小さき声(不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQ など)も反映させていくことを【補足意見】として追記するなど、基本姿勢を具体化してほしい。

A-5 前文への子どもの声・言葉の反映

- ・子どものことばは意見の報告(羅列)ではなく、きちんと子どものことばで、子どもの提言としての文章にしてほしいです。
- ・乳幼児の声もぜひ反映する工夫をしていただきたいです。実践の中から大人が代弁すれば可能です。

B 総則

B-1 目的規定について

- ・書きぶりが武蔵野のまちの形成という観点が強く出ていますが、何よりも子どもの人権が尊重される社会を強調してほしい。
- ・「家庭、学校、地域の役割を明確にすることを目的とする」と限定しています。「学校」と並べて、せめて「乳幼児施設等」または「育ち学ぶ施設」などと併記することを望みます。
- ・乳幼児の施設 幼稚園、保育所などの施設の役割を加えてください。
- ・補足意見で「特にこの条例では、武蔵野市で進めてきた子どもの居場所施策の継続的な推進を目指すことが重要です。」とあるが、何の施策を指すのかを載せたほうが邪推を生まなくていい。
- ・補足意見に居場所が出てきますが、子どもの命と人格を守るために、「逃げ場所、シェルターの設置」の検討を入れていただきたく思います。

B-2 条例上の用語の定義について

- ・「市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいうこと」については不明点多すぎて条例の用語の定義としては極めて不適切である。
- ・子どもの定義「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」があいまい。18歳以上の問題はこの条例に入れなくても、施策段階のプランとして実現できるのではないのでしょうか。
- ・「子ども=18歳以下」と年齢だけで足切りしない定義になっていて、とても良いと思います。
- ・市民についての定義に「市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行うもの又は団体」が含まれているのは違うという意見を聞いたが、武蔵野市自治基本条例に定められているとおりなので全く問題ないと思う。しかし日常的には市民=市内在住・在勤・在学のみ印象が強いため、自治基本条例で定められていることを記載してはいかがでしょうか。
- ・事業所の定義もきちんとしたほうが良いと思います。余計な疑義をうまないように。

C 誰が保障するのか

- ・「誰が保障するのか」「保障すべき」という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。「支える」という言葉に置き換えたほうがいい。

C-1 市の役割・責務（公民連携等を含む）

- ・骨子の1番目に、「市は、---環境整備および支援を行うこと。」とありますが、市自体の役割をより明確にするため、「市は、---環境整備を行うこと。」として、市民や関係諸組織・諸団体への支援とは独立した記述とすべきと思います。
- ・条例の骨子に追加として「〇市は、この条例実現のため必要な法制度の制定については、国または都に働きかけること」当たり前のことですが、入れてはどうでしょうか。

C-2 市民の役割

- ・市民のサポートは強制的であってはいけないと思う。
- ・条例の骨子に追加として「あらゆる場で、子どもの権利条例を学ぶ機会を工夫する」と入れてはどうでしょうか。

C-3 保護者の役割

- ・2文目の「保護者は・・・精神的暴力に寄らない養育をめざすこと」の記述は一貫性がないし、児童虐待防止法の虐待には、ネグレクトや性的虐待が含まれるし、その虐待は絶対してはいけないというメッセージが弱い。
- ・補足意見だけでなく、骨子案の部分にしっかりと「保護者は子どもがヤングケアラーにならないよう行政等の支援を得るよう努力する」旨の記載がほしい。
- ・条例の骨子に追加として「保護者は子どもの養育の困難に面したときには、抱え込まずに相談する姿勢をもつこと。」を入れてはどうでしょうか。
- ・「保護者・家庭の子育てにおける第一義的責任」について、《上記骨子の基となる考え》にあるように、養育困難な状況に陥る保護者・家庭がある以上、その状況から速やかに子どもを救い、子どもの最善の利益を実現するためにも、保護者・家庭の責任を強調しない現在の骨子案のままだがよい。
- ・骨子の基となる考えに、【保護者は、子育てにおける「第一義的責任」があります。】とありますが、「第一義的」は削除すべきと思います。補足意見の一つにある「家庭」が除かれていることは評価できますが、第一義的という言い方をすると、保護者以外の関係すべき人々の責任逃れをもたらしかねません。役割に順位を付けるような表現は止め、「重要な責任」とでもしたらどうでしょうか。

C-4 育ち学ぶ施設の役割

- ・これは学校や教職員の理解を得れるのか？武蔵野市の教職員をやりたがらないなどということにはならない？
- ・条例の骨子に追加として「〇指導の名のもとに、人権侵害を起こしてはならない」、「〇施設とは独立した第三者機関による相談窓口を子どもに公開する。」を入れた方がいいと思います。
- ・骨子の基となる考えに、乳幼児教育施設・保育施設が書かれていません。

C-5 事業者の役割

- ・ここでいう「事業者」とは、こども基本法案第6条（事業主の努力）に記載の「事業主」と同義と認識

してよいのか。市の見解を明確に示していただきたい。

- ・事業者の役割の骨子の一つに、SDGs8にある児童労働に関する言及を追加すべきと思います。発展途上国などで問題になっている児童労働は、日本ではあまり問題ではないのかもしれませんが（実体については知りませんが）、ヤングケアラーについてどこかで触れた方が良いと思います。

D 子どもを支える人びとへの支援

- ・子どもを支えてくれる人とは具体的に誰ですか？

D-1 子どもを支える人びとへの支援の必要性

- ・市のできるものが「研修機会」程度しかないのは残念です。

D-2 保護者、家庭への支援

- ・支援をする前に予防するような政策の方が大事ではないか？
- ・ヤングケアラーに関する記載

D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援

- ・職務上の悩みをもった教職員や保育士が「上司や管理職を通さず直接相談できる」環境をぜひ整えてください。子どもの権利侵害を相談したくても、管理職を恐れたり、理解がないため相談できないという事例はあると思います。
- ・学校は子どもにとって一番楽しい居場所の筈です。「主体的な努力を尊重・・・」ということで踏みこめない。市として工夫して、少人数学級、先生の加配、地域との連携など、予算をつけて実行すべきです。
- ・骨子の基となる考えには保育士等とは入っていますが、タイトルでは学校等でまとめられてしまっている印象があります。乳幼児に関する視点をもう少し入れていただけましたらと思います。
- ・《上記骨子の基となる考え》の2つの○印にある考えは教職員の実態とのズレが大きく違和感をおぼえる。とても観念的な見方であり、真に学校の支援にはならないと考える。専門性を高めるための研修は否定するものではないが、「研修の自由」を保証する点から強制を伴うものであっては決してならない。したがって、「研修に努めるとともに」の文面は「研修を奨励し」程度の表現にしてほしい。2つには「学校の限界を自覚して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの心理的福祉的支援を受け止め」の文についてである。主語は「教職員は」となっているので、現状では自覚していないことになる。これは正しい実態なのだろうか。連携、協働しなければ解決できない実態があり、それぞれの事例が社会状況を反映して複雑化している今の状況では教職員の不十分さだけとは言えない。問題の捉え方が教職員の立場を反映していない。以上から、「学校等、育ち学ぶ施設への支援」には、教職員や保育士等、現場で働く人の労働環境向上への施策と、子どもに直接関わる人々の声を直接聞き取る機関や意見交換の場の設定こそが必要であると考えます。
- ・漫然とこれまでの研修を進めるだけでなく、その仕事にふさわしい自由な研究や学習機会を保障することが必要だと考えます。

D-4 地域・市民活動への支援

- ・支援する団体をどうやって決めるのか？

E 保障すべき子どもの権利

- ・「保障すべき子どもの権利」がおとなに關する条項（C，D）の後に置かれているが、条例では「子どもの権利とは何か」という内容の項目Eを先に置き、それを支えるプレイヤーは誰かという項目（C，D）、そのプレイヤーがどのような仕組みの中に位置づけられるかという項目（F）につなげると、子ども主体の条例であることがより明確になると思う。
- ・「誰が保障するのか」「保障すべき」という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。単に「子どもの権利」でよいと思う。

E-1 子どもにとって大切な子どもの権利とは

- ・条例の骨子の追加として、一番初めに「○子どもには基本的人権がある」を入れてはどうでしょうか
- ・(条例の骨子)に掲げられた7つの権利を、特に「大切な権利」としているのか？(それとも例示なのか?)説明がないので、よく分からない。「子どもの権利条約」との関係でも不十分ではないか。
- ・あまり大きく取り上げられていませんが、子どもの「自立する権利」にも少し目を向けて頂ければと思います。家庭によっては経済的な自立を許さず、飼育殺しにする形で将来を奪われるお子さんがいる話が時おり耳に入ってきます。
- ・介護・介助と同様、「ヤングケアラー」として通訳の役割を担う外国籍の子どもがいること、親の日本語教育の機会や公的な場面での通訳支援の充実が必要であることを共有するべき。
- ・「休む」権利は言葉をマイナスにとらえる児童や保護者もいるかもしれない。また、不登校児童の心の配慮も考え「子どもには自由に時間を過ごす権利があること」という文言を提案する。
- ・P16「子どもには、その容姿、髪型、服装等の自己表現が尊重され、その個性を実現していく権利があります。」との記述。ならば、ブラック校則の廃止が必要です。
- ・17 ページ『地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していくことが……』とありますが、細かいのですが、地域社会に参加『しやすい』インクルーシブな場所を増やしていく、として頂いた方がより良いと思いました。
- ・17 ページ(6) 子どもには、自分の意志で学ぶ権利があることに、追加として7番目に「能力、進度に合わせた学習支援が必要な子どもには、学習支援がなされる必要があります。」を入れてはどうでしょうか。
- ・P18「学校が子どもの休む理由を把握していることは、子どもの支援という観点からも重要である」との記述があります。しかし、先生が原因の場合は地獄です。慎重な対応が必要だと思われます。
- ・子どもが差別されない権利について。考え方の中に「出自で差別されない」事について触れられていなかったことは、子どもにも関係ある差別なので残念に思います。
- ・(2)の2番目の○です。子どもは、社会で自立するために資質・能力・教養が必要です。まず、身に付けて、バランス感覚を養い、自己の意思で自分らしくということを理解しなくては権利とは言えないのではないと考えます。権利は責任を伴うと考えます。なので、この文の「～を身に付け、自己の意思で～」と「るとともに」をカットしてほしい。

- ・(2)の4番目の○。「TPOの範囲内で」自己の表現が尊重され、と加筆する必要があります。
- ・子供の「特別休暇」については反対です。休暇をとっている児童の学習の保証について考えなくてはならず、多くの子供が異なる時期にまた、同時期であっても「特別休暇」をとることは教員の多忙化につながる懸念されます。
- ・休む権利は学校を休む休まないだけではないので、学校を休むことに絞り込みすぎない方がいいように思います。ただ、学校を休む問題はあるので、休む権利の中の一つの部分の扱いでいいのではないかと思います。
- ・(6)子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。ここの○をいくつか読むと、学校外の学びの場を指していると思いますが、まずは今の学校そのものが、子どもを主体とした学びの場になることが必須だと思います。そしてその上で、どこで学んでも良いのだよ、としないと、今ある差別・いじめ・排除は今後もさまざまな形として続いてしまうと思います。他のページにそのような意味のことがいくつか書かれてありますが、どこかの項目で学校についての在り方をはっきりと明記しておき、方向性がわかりやすいといいと思います。
- ・『インクルーシブ教育システム』について、学校外の学びの場を指して『多様な学びの場』と指す表現と一緒にすることで、混同され、2つの課題が混在してしまいます。学校が通いづらくなる環境を構築していくこと、そしてその上で、学校以外で学んでも大丈夫なシステム、休んでも安心してまた出でける環境をつくっていく必要があります、というように書き方を変える工夫が必要に思います。
- ・(7)子どもには、差別されない権利があること。障害の社会モデルと人権モデルを基本として考え、障害はその人にあるので無く社会の構造で起きているという主旨から、『障がい』を『障害』と変更を提案します。

E-2 子どもの権利の広報・普及、研修・学習

- ・タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
- ・条例の骨子に追加「本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報⇒本条例の普及、啓発のために、あらゆる場と機会での広報」
- ・学校が疲弊しているというのに先生方へさらに研修や公衆を課するのは逆に負担になるのではないかと？
- ・おとなになれば、権利に対して義務はついて来ます。これを教わずに育つことは不幸です。表現を変えてでも、例えば「発言したことには責任をもつ」というようなことを表わしたいと思います。
- ・子どもの権利の日について、週間や月間ではなく「日」が良いように思います。交通安全週間など、決められた間だけ行えば良いような印象を与えているお祭りの行事は止め、日常的に実行していくためにインパクトのある一日を作る方が良いように思います。
- ・【「子どもの権利と義務とは対」という発想から、「やるべきことをやれ」と義務を持ち出されることがあります。しかし、子どもの権利条約には、子どもの義務は規定されていません。】とありますが、規定されていないと言うことを理由に挙げるのではなく、子どもの権利の「権利」は、権利には義務を伴うと言うときの権利ではなく、人としての生存を保障する「人権」としてとらえるべきであるというような発想の転換が必要であると思います。

E-3 子どもへの子どもの権利広報・学習

- ・タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
- ・令和元年より教科武蔵野市民科で、シティズンシップ教育に取り組み、子どもの成長に合わせて段階的に人権・秩序・責任・自由など子どもの発達に合わせたカリキュラムとなっている。子どもへの意識啓発は、本科を基軸との理解でよいのかご所見をうかがう。
- ・P20「マンガ(子どもの権利副教材)」とはどんなものがあるのでしょうか？

F 子ども権利保障の仕組みを創る

F-1 子どもの居場所

- ・一項目目に追加・・・子ども専用の居場所に、遊び場等の確保に努めること⇒子ども専用の居場所に、遊び場等の確保を人材養成も含めて努めること。
- ・「子ども専用の居場所」について、現状肯定的で、努力義務の内容もよく見えない。地域コミュニティー構想のなかで、「児童館」などの子ども専用施設づくりを長く否定してきた方向性を変えてほしい。
- ・大人と子どもが一定の距離を置く(基本的に干渉しない)場所や施設があるべき。
- ・3 項目目に追加○ 「開校時間中には常時子どもが逃げ込める安全な場所を設けること。」を入れてはどうか。
- ・休む権利も進学などについて不利益扱いにならないように具体的な手立てを講じてほしい。そうでなければ保障したことにならない。
- ・休む権利について、何故「学校を」というだけの話になっているのか。31 条の内容の中で「休む」が切り取られているのは何故か。「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利を持っています」(日本ユニセフ協会抄訳) この3 点を切り離さないほうが、「権利」として分かりやすいのでは。
- ・「子ども特別休暇」が不登校のすすめのように取られかねず、もう少し意義や制度設計について討議を深めたほうが良いと思う。ここは子どもたちの意見を聞くべき大事なところではないか。
- ・子どもの休む権利を保障するために、学校内にも授業を受けなくてもいい居場所スペースを確保するよう希望します。
- ・学校内にフリースペースを設置することは可能か。
- ・まず、学校が・保育園が・幼稚園が、学童保育が、居場所になることが必要だと思います。空間というより内容として、そこを居場所にするのはそこで直接子どもに関わる大人達だと思います。そのためには、人員を確保することと、研究・研修の機会の保障だと考えます。もう1 つは、学校でいうなら、小規模少人数の学校と考えます。

F-2 学校外の多様な学びの支援

- ・すべての子どもに義務教育段階で無償の普通教育を保障するのに「日本国憲法第26条2項」を掲げているが、「児童の権利に関する条約」にも根拠があることに言及しておくべきではないか。
- ・「普通教育機会確保法第13条」を掲げて学校外の普通教育を選択した子どもに市として支援していくとしているが、第13条は不登校児童生徒に対する支援を規定したもので、フリースクールなどを想定

していると推量される。同法第3条第4項にあるように「年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず」支援するというのは外国籍の子どもが通っている外国学校についても想定しているということなのか。

- ・学校以外の教育に必要な金額を支給するのではなく、そのような教育をする施設などを認定し、そこに支援をすることで、厳密な公平性の確保に必要な煩雑な書類や審査を個々の例で行う必要はなくなるのではないのでしょうか。

F-3 子どもの相談

- ・関係づくりや相談活動の大前提として、「子どもの尊厳を護る、子どものために大切な秘密は守る義務がある」ということを明示すべきではないか。
- ・(2)学校における居場所と異種専門職による相談活動に「学校外にも子どもの相談場所を設けること。開設時間は実際に子どもが行くことのできる平日であれば開校時間外、および土日の開設が望まれる。」と追加していただきたく思います。
- ・学校・行政の相談機能で「大人が秘密を守れず情報を共有してバラしてしまう」件があるようです。秘密をどう保証・保障するのでしょうか。秘密が漏れたときの救済はどうするのでしょうか。

F-4 子どもの意見表明・参加の支援

- ・どこの箇所を書くかは別として、子どもが意見表明をしたり権利を行使したことについて、不利益を及ぼさないということを明確にしてほしい。
- ・子ども自身に大きく関わる環境変化について当事者である子どもに説明し、意見を聞く機会や方法が少ないように思う。大人の義務として、骨子案にもっと強く書き込めないでしょうか。
- ・<構成員としての参加>にあるように、子どもたちの目の前から、実感していくことが何より重要だと感じました。目の前の「学校」で実感できないものを、放課後の会議に位置づけても意味がないと思います。
- ・まとめなければいけないので難しいことではあると思いますが、「権利」は一方向だけに保障されるものでなく、「参加する権利」があるなら「参加しない権利」もあると良いと思います。
- ・「子ども会議」の設置に異議はないが、選出・構成・運営などの詳細については、条例に書き込まず制定後に定める形でもよいのではないかと。議論が尽くされないで条例化されることを危惧します。
- ・市立小中学校においては、児童会や生徒会その他の日常的活動を通じて、子どもたちの自治的活動を奨励し学校はそれを支援することを加えてはどうか。そうした日常の自治的活動があれば、「子ども会議」に児童会・生徒会の代表が入ることが自然ではないか。
- ・子ども会議について、体裁を整えることに優先しすぎると、いわゆる「お飾り参画」や「形式的参画」といった大人に子どもがコントロールされるような参画に終わってしまうかもしれません。まずは子どもに関わる施策に関して、「あなたはどう思いますか？」と質問されるような機会が保障されることが必要だと思います。この時に、いわゆる「意識の高い子ども」だけでなく、どんな子でも聴き取られることが重要です。
- ・乳幼児やうまく言葉にできない子どもやしょうがい等のために言葉として表現できない子どもたちもたくさんいるというより、18才未満の人口からいったら十全に表現できる子どもの方がはるかに少数

かもしれません。小学校の高学年でもうまく伝えられない子、中学生だから言いにくいこともあると思います。そういう子どもたちの意見表明は、その子に近い理解者である大人が代わって伝えることが必要です。

F-5 個別のニーズを持つ子どもへの支援

- ・個別のニーズを持つ子どもへの配慮がなされず、不利益を被った際に相談できる窓口も必要であると考えます。
- ・ここに書いてある『学びの場の自由な選択』は現在ありません。診断や行動観察等を元にして、障害の程度とし、その子に合った学びの場を判定されているのが現状です。まずは、すべての子どもがその地域の学校に通えたり学んだり生活できる環境を整備してから、その上で学びの場の自由な選択ができると思うので、その言及が必要です。
- ・P31 基となる考えに LGBTQ+ の記述も必要です。

F-6 おとなへの移行支援

G 子どもが安心、安全に生活していくために

G-1 子どもの事故の防止、事後対応

G-2 子どもの尊厳を傷つける暴力の防止

- ・子どもに対し肉体的・精神的に暴力をふるってしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「暴力は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。

G-3 虐待の防止

- ・児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトに分類されます。この中間報告書には身体的虐待と心理的虐待しか記述されていません。ぜひとも性的虐待とネグレクトの記述も書き加えていただきたい。
- ・子どもに対し虐待をしてしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「虐待は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。
- ・虐待親へのケアとケース会議は重要です。虐待親への支援として具体的に武蔵野市では何をしているかの記述も必要です。
- ・4行目「直ちに子どもを守る必要があり ⇒ 直ちに子どもを守る体制を作る必要があり」とした方が、より実効性があるように思います。
- ・P35 「必要な学びの場」とはどこなのでしょう？ 「立ち直り支援」とは何をしているのでしょうか？ この記述だけでは不鮮明です。

G-4 いじめの防止

- ・子ども同士のいじめが起きた場合、何を置いても被害児童生徒の「安心して生きる権利」を優先するよう求めます。一時的に加害児童生徒の「学ぶ権利」を制限してでも、別室登校させる、登校停止とするなどの応急処置が必要であると考えます。いじめの詳細について調査したり、加害児童に対する支援を行うのはその後です。
- ・いじめの未然防止についても骨子案に書きこむよう希望します。
- ・条例の骨子の追加「学校は、日常活動の中で、子どもの人権感覚を向上させる運営や指導をさらに進めていく必要があります。」を入れていただきたく思います。
- ・いじめを受けた子供だけでなく、いじめた子供へカウンセリングを受けさせるなど、根本的支援が必要。
- ・いじめを受けた子供は、学校に来られないなどの理由で学習権を侵害されてはいけません。サポート体制の強化。
- ・いじめについて、そもそも「いじめ」というふんわりした言い方をいい加減やめてほしいと思っています。学校に内における暴力・暴言・窃盗等、該当する犯罪名を使い加害者に犯している罪の重大さを自覚してほしいです。そういった名称に変更することによって「いじめ」に対して武蔵野市は厳しい姿勢を示す、と表明してほしいと思います。
- ・「いじめの防止」上記骨子の基となる考え、最後の○のオンブズパーソンが人選とありますが、本当に良いのでしょうか。過去の事例では、第三者性が保てるかが疑問です。仮に被害児童・生徒の保護者が第三者委員会の判断に不服のとき、市が指名した子どもの権利擁護委員が指名した第三者委員会の第三者性はないと言われかねない。私がいじめの第三者委員会の対応をしたときは、被害児童・生徒の保護者が雇った弁護士の指名した人で第三者委員会を設置しました。熟読すればまだあると思います。
- ・市長が重大と認めなくても必要な際はいじめの調査をする仕組みがいるのでは？寝屋川市のように。
- ・事故やいじめの重大事態について、その都度市長の判断で調査委員会を設置するのではその段階で既に第三者的ではなくなっています。初めから第三者機関で調査すべきです。また、既存の組織の組み合わせで済ませたりするのではなく、そのような事態に備えた第三者機関を設けておくことが重要であると思います。当事者や直接の関係者を含まない調査委員会であることが必要で、このことにより被害者や受傷者に同情することによって新たな「いじめ」が発生することも防ぐことが出来るのではないのでしょうか。
- ・スクールカウンセラーだけでなくスクールロイヤーもいつでも頼れるようにしてほしいです。

G-5 子どもの権利侵害の相談・救済の仕組み—第三者的相談救済機関の創設

- ・「相談・調査専門員は必要に応じて内容をオンブズパーソンに報告」との記述があります。「オンブズパーソンを補佐するため相談・調査専門員を置く」とあるのに、何故全部報告ではないのでしょうか？
- ・オンブズパーソンについては、複数の合議体として機能させるべきである。なぜならば、個別事案について調査や関係機関との調整、要請を行うという職務があり、職務を遂行するためには裏付けとなる権限が必要であり、きちんとした合議体が必要である。オンブズパーソンと相談員は別に考えるべきである。
- ・中間報告 G-5 に記載された子どもオンブズパーソンの選定方法が示されていない。また、子どもオンブズパーソンがどのような法的根拠によって問題に介入するのか不透明である。実効性に疑問符の付

く仕組みであり、再考を求めます。

- ・オンブズパーソンを選ぶときには市民全員が納得のできるような透明性と公平性を保ち、行政から独立しているべき。「別途」あとから定めるのではなく素案で具体的な手続きなどの方法を公開するべき。後出しは危険です。
- ・オンブズパーソンや相談・調査専門員の定員や任期あるいは選考基準について方向性が定められておらず、そうした未熟な段階で条例によって制度を創設することは恣意的な行政の温床となりかねません。

H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展

H-1 子ども計画の策定方法

H-2 子ども計画の推進方法

H-3 子ども計画実施結果の評価・検証方法 50

- ・「子どもプラン推進地域協議会」はあくまでも「子どもプラン」を推進し評価検証する機関であり、その上位規範である本条例を評価検証する機関は別途設置し（例えば、「子どもの権利条例推進評価委員」との名称）、むしろ「子どもプラン推進地域協議会」を監視する役割もあるはずです。また、子ども会議及びオンブズパーソンはその性格上、本条例の遂行者であり、遂行者が自ら自律的にチェック機能を働かせることがいかに難しいか、世の中でたくさん起きている不祥事が事実として証明しています。ここだけは、純粹に遂行者と検証者を切り分けて、公正中立な第三者を置くべきと考えます。